

9. 寮 生 会 関 係

(1) 寮生会会則

(1) 宇部工業高等専門学校寮生会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宇部工業高等専門学校寮生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、宇部工業高等専門学校学寮管理運営規則第9条の規定により、寮務主事の指導監督のもと、自律・友愛・協調の寮訓に基づき、健全な寮生活を営むことを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、宇部工業高等専門学校の寮生全員をもって構成する。

(機関)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 幹部会
- (3) 寮役員会
- (4) 会計監査委員会
- (5) 選挙管理委員会

2 前項第2号以外の各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、会則の改正は第9章の定めにより行うものとする。

第2章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 男女各1名
- (3) 総務部長
- (4) 総務部書記
- (5) 総務部会計
- (6) 文化広報委員会委員長
- (7) 清掃美化委員会委員長
- (8) 企画委員会委員長
- (9) 学力向上委員会委員長
- (10) 國際交流委員会委員長
- (11) 生活指導委員会委員長
- (12) 棟長 各居住寮棟1名
- (13) 1・2学年代表 各学年男女各1名

(寮役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会の目的達成を図るとともに、幹部会及び寮役員会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長のうち1名がその任務を代行する。
- (3) 総務部長は、総務部会を統括する。
- (4) 総務部書記は、寮生総会等の記録を作成し、保管する。
- (5) 総務部会計は、本会の予算、決算に関する処理を行う。
- (6) 前条第6号から第11号まで規定する委員長は、各委員会を代表し、必要人員で委員会を構成し運営する。
- (7) 棟長は、各寮棟の責任者として寮棟の統括、指導に当たるものとし、各棟のフロア長を統括する。
- (8) 1・2学年代表は、1・2学年寮生の意見を本会の運営に反映させるため役員会において学年代表として意見を述べる。

(寮役員の選出)

- 第7条** 会長、副会長は、会員の直接選挙により選出する。ただし、副会長については男女別に選出する。
- 2 総務部長、総務部書記、総務部会計、各委員長及び各棟長は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
 - 3 1・2学年代表は、その学年の寮生による互選とする。

第8条 役員に変更が生じた場合は、速やかに寮務主事に報告しなければならない。

(寮役員の任期)

- 第9条** 各役員の任期は、次の各号のものを除き、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。
- (1) 1・2学年代表 毎年4月から翌年3月31日まで
 - (2) 棟長 4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日まで
 - 2 各役員に欠員が生じたときは、その都度それぞれの方法により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(フロア長、副フロア長)

- 第10条** 第5条に規定する役員以外にフロア長及び副フロア長を置く。
- 2 フロア長は各棟の棟長が指名し、副フロア長は各フロア長が指名するものとする。
 - 3 フロア長及び副フロア長の任期は、4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 寮生総会

(地位)

- 第11条** 寮生総会（以下「総会」という。）は、本会の最高議決機関であり、全寮生をもって組織する。

(定期総会)

- 第12条** 定期総会は年2回とし、11月及び5月に開催するものとする。

(臨時総会)

第13条 前条の規定に関わらず、次に掲げる場合、会長は臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 寮役員会の要請があったとき
- (2) 会員の4分の1以上の要請があったとき

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集するものとし、原則として5日前までに日時、場所、議題を告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(総会の審議議決事項)

第15条 総会は、次の事項について、審議議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 会長、副会長及び1・2学年代表以外の役員の承認
- (3) 予算、決算の承認及び当期の活動報告、次期の活動方針
- (4) 会計監査委員会の報告
- (5) その他の重要事項

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長が指名し、総会出席者の過半数の承認を得るものとする。

第4章 幹部会及び寮役員会

(幹部会の職務及び構成)

第17条 幹部会は、総会に次ぐ審議議決機関であり、会長、副会長、総務部長、総務部書記及び総務部会計をもって構成する。また、部会長は会長が兼ねる。

(幹部会の招集)

第18条 幹部会は、会長が招集し、原則として毎月1回開く。ただし、次の場合には臨時に招集しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 幹部会員の過半数の要請があったとき

(幹部会の審議事項)

第19条 幹部会は、次の事項について、審議議決する。

- (1) 役員から提出された寮生会の諸活動に関する企画、事業計画及び執行計画
- (2) 寮生総会の審議事項以外の重要な事項
- (3) その他会長が認めた重要な事項

(幹部会の議事)

第20条 幹部会は、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(幹部会以外の者の出席)

第21条 議長が必要と認めた場合は、幹部会以外の者を幹部会に出席させ、意見を聴くことができる。

第22条 本会の事業計画及び予算、決算は幹部会が作成し、総会の承認を得るものとする。

(寮役員会の構成及び職務)

第23条 寮役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

2 寮役員会は、寮生総会及び幹部会で承認された事項を執行する機関とする。

(寮役員会の招集)

第24条 寮役員会は、会長が必要に応じて招集する。

第5章 会計

(経費)

第25条 本会の運営に関する資金は、会員からの会費及び寄附金その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計事務)

第27条 本会の会計業務は、学生課寮務係に委託するものとする。

(予算、決算)

第28条 本会の予算は、各委員長より提出された予算要求に基づき、総務部会計が予算案を作成し、総会の承認を得て決定する。

2 総務部会計は、年度終了後1ヶ月以内に決算報告書を作成し、会計監査委員会の監査を受けた後、総会の承認を得るものとする。

3 予算を修正する場合は、総務部会計が修正予算案を作成し、総会の承認を得るものとする。

(会費)

第29条 本会の会費は年額2,000円とし、4月に納付するものとする。ただし、4月以外の月に入寮する者は、入寮した日の属する月に納付するものとする。

2 同一会計年度内再入寮の場合、その会計年度会費既納者は、これを免除する。

第6章 会計監査

(会計監査委員会の任務)

第30条 会計監査委員会は、本会のすべての会計について年2回会計監査をし、その結果を定期総会に報告しなければならない。

(会計監査委員会の権限)

第31条 前条の監査を行うため、会計監査委員会は、関係者に対して必要書類の提出を求めるこ

ができる。

(会計監査委員の選出及び兼務禁止)

- 第32条** 会計監査委員は、2名とし、5月の定期総会において、4学年または3学年から議長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 2 会計監査委員の任期は、総会承認の日から翌年5月の総会終了までとする。
 - 3 会計監査委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
 - 4 会計監査委員は、寮役員を兼務できない。

第7章 選挙

(選挙管理委員会)

- 第33条** 会長、副会長の選挙は、選挙管理委員会が行う。

(選挙管理委員)

- 第34条** 選挙管理委員会は、委員長1名、委員若干名をもって組織し、委員長は互選とする。

- 2 選挙管理委員会委員は、5月の定期総会において議長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 3 選挙管理委員会委員の任期は、総会承認の日から選挙の業務が終了するまでとする。
- 4 選挙管理委員会委員は、寮役員を兼務することができない。

(選挙の日程)

- 第35条** 会長、副会長の選挙は、7月に行う。

- 2 選挙管理委員長は、選挙の2週間前に選挙すべき役員名、選挙日程、投票日その他の必要事項を公示しなければならない。

(立候補)

- 第36条** 会長、副会長の選挙は立候補制とする。

- 第37条** 会長又は副会長に立候補しようとする者は、選挙の10日前までにいずれかの役を指定して、3名以上の推薦者が署名押印した推薦者名簿を付し、選挙管理委員長に届け出なければならない。

- 2 選挙の10日前までに立候補者がいる場合は、幹部会で推薦しなければならない。
- 3 立候補者が、会長1名、副会長男女各1名の場合、及び前項により幹部会で推薦した者については信任投票を行う。

(選挙の告示)

- 第38条** 立候補者告示と選挙の間は、1週間以上の余裕がなければならない。

(選挙活動)

- 第39条** 立候補届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

(有効投票)

第40条 選挙は、会員の過半数の投票がなければ効力を発しない。

(選挙の立ち合い)

第41条 選挙管理委員会委員は、選挙の立会人となる。

(開票)

第42条 開票は公開とし、選挙管理委員会が行い、即日開票とする。

(当選者の確定)

第43条 得票数最多者を当選とする。ただし、有効投票総数の過半数に満たない場合は、最高得票者と次点者で決選投票を行う。

- 2 決選投票は、原則として3日以内に行うものとする。
- 3 信任投票の場合は、過半数の得票をもって信任されたものとする。
- 4 選挙管理委員長は、選挙結果確定後直ちに全立候補者の得票総数を告示しなければならない。

第8章 消防

(消防組織)

第44条 本会に消防活動のために組織を置く。

- 2 消防活動のための組織は、付表のとおりとする。
- 3 消火班は、各階寮生の互選によるものとする。

第9章 会則の改正

(改正手続き)

第45条 本会則の改正は、総会で会員の3分の2以上の賛成を必要とし、校長の承認を要するものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この会則施行前に現行の宇部工業高等専門学校寮生会会則に基づき選任された各役員は、この会則施行後も引き続き関係各役員に選任されたものとみなす。
- 3 現行の宇部工業高等専門学校寮生会会則（昭和46年4月1日制定）は、廃止する。

(省略)

附 則

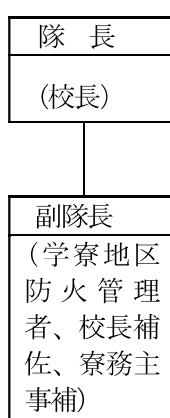
この会則は、平成28年1月27日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成30年1月15日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

付 表

学寮地区自衛消防隊組織表



班 別	係 名	係 員	任 务
通報連絡班	通報係	職員又は宿直員	・消防機関に通報
	連絡係	職員又は宿直員 寮生会長 総務部長	・出火を寮生全体に知らせるとともに緊急連絡処置
消 火 班	器具係	寮生各階1名	・消火器の操作
	放水係	寮生各階1名 (6名)	・火災発生時の放水
避難誘導係	誘導係	棟長	・出火時における避難者の誘導
	救助係	棟長	・避難施設、器具使用による救助
防護措置班	工作係	職員又は宿直員 寮生会副会長	・消防隊の誘導、消防活動の障害物の除去
	防護係	職員 棟長	・電気設備、ガス危険物関係設備、その他火災時に大災害を発生する危険物の安全措置
搬 出 班	搬出係	職員	・重要書類、重要物件等の搬出
	警戒係	企画委員長 清掃美化委員長	・無関係者の寮内立入阻止、盗難防止
救 護 班	救護係	職員	・負傷者の救護

[参 考]**寮生会役員の任務**

会長	寮生会を代表し、会の目的達成を図り、役員を統括する。 ・総会・幹部会・役員会の招集、予算・決算書の作成
副会長	会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
総務部長	総務部を組織し運営する。 ・役員会、幹部会の庶務等
総務部書記	幹部会員として会長、総務部長を補佐する。 ・総会等における記録の作成・保管等
総務部会計	幹部会員として会長、総務部長を補佐する。 ・予算・決算に関する庶務等
文化広報 委員長	文化広報委員会を構成し運営する。 ・寮文化活動及び文化講演会の企画運営、文集「じらとり」の発行
清掃美化 委員長	清掃美化委員会を構成し運営する。 ・清掃美化活動の統括、ごみの分別・収集の監督等
企画 委員長	企画委員会を構成し運営する。 ・新入生歓迎オリエンテーション、寮祭、卒業生送別会の企画・運営等
学力向上 委員長	学力向上委員会を構成し運営する。 ・寮生の学力向上を図る。 ・勉強会の企画・運営等
国際交流 委員長	国際交流委員会を構成し運営する。 ・留学生交流会の企画・運営、留学生のサポート等
生活指導委員 長	生活指導委員会を構成し運営する。 ・低学年生の生活指導等
棟長	各寮棟の責任者として、寮棟の統括・指導に当たる。
フロア長	各フロアの責任者として寮生を統括する。 ・フロア寮生の指導、点呼の実施、副フロア長の指名等
副フロア長	フロア長を補佐し、フロア長不在の場合には任務を代行する。
1・2学年代 表	役員会で1・2学年代表として意見を述べる。